

## ■■■ Mac24 電子カルテご利用のお客様へ ■■■

### 令和 5 年 4 月からの診療報酬上の特例措置等の対応について

#### ■医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算(令和 5 年 4~12 月)

医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者への適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、保険医療機関に対する加算について、特例措置が講じられます。

この特例措置は、令和 5 年 4 月から 12 月までの 9 カ月間、時限的に適用されます。

診療報酬	現行加算	特例措置 (令和 5 年 4~12 月)
<b>F400 処方箋料</b>		
一般名処方加算1	7点	9点
一般名処方加算2	5点	7点
<b>A243 後発医薬品使用体制加算(入院初日)</b>		
後発医薬品使用体制加算1(90%以上)	47点	67点
後発医薬品使用体制加算2(85%以上)	42点	62点
後発医薬品使用体制加算3(75%以上)	37点	57点
<b>F100 処方料</b>		
外来後発医薬品使用体制加算1(90%以上)	5点	7点
外来後発医薬品使用体制加算2(85%以上)	4点	6点
外来後発医薬品使用体制加算3(75%以上)	2点	4点

**F400 処方箋料の加算は、届出は必要ありませんが、施設基準を満たす必要があります。** 該当の医療機関様は Mac24 電子カルテの自動算定設定が必要です。操作手順書を配布いたしますのでサポートセンターにご連絡ください。

A243 後発医薬品使用体制加算 F100 処方箋料の加算には、**届出と施設基準**があります。各医療機関様にてご確認ください。

Mac24 電子カルテでは自動算定されませんが、セット登録で対応可能です。サポートセンターにご相談ください。

#### ■医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る評価の見直し(令和 5 年 4~12 月)

医療 DX 推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について、初診時の評価を見直すとともに、再診時についても新たに評価を行う特例措置が講じられます。

また、併せて「オンライン請求」を更に普及する観点から、これら加算の算定要件を見直す特例措置が講じられます。

これら特例措置は、令和 5 年 4 月から 12 月までの 9 カ月間、時限的に適用されます。

医療情報・システム基盤整備体制 充実加算(月1回に限り)	マイナンバー カード	現行 加算	特例措置 (令和 5 年 4~12 月)
初診	医療情報・ システム基盤整備体制充実加算1	利用しない	4点
	医療情報・ システム基盤整備体制充実加算2	利用する	2点
再診	医療情報・ システム基盤整備体制充実加算3	利用しない	—
		利用する	—

Mac24 電子カルテの自動算定設定が必要です。

既に、医療情報・システム基盤整備体制充実加算自動算定をご利用されている医療機関様は 4 月から自動算定の点数が変更されます。再診も月に 1 度自動算定されます。

詳しくは配布する操作手順書をご覧ください。

日本医師会 HP 参考 <https://www.med.or.jp/nichiionline/article/011070.html>

【施設基準】次の事項を当該医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

①オンライン請求を行っている[→今回の特例措置で、令和 5 年 12 月 31 日までにオンライン請求を開始することを地方厚生局長等に届け出た場合は、同日までの間に限り、要件を満たしたものとみなす。

※令和 5 年 4 月 10 日までにオンライン請求開始見込みに関する届出があり、同月末日までに要件審査を終え、届出の受理が行われたものについては、同月 1 日にさかのぼって算定することができる。

②オンライン資格確認を行う体制を有している。

③上記②の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示している。

【算定要件】上記の体制を有していることについて掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明する。

※月末の週に令和 5 年 4 月改正の対応プログラムを複数リリースするとともに、電子カルテの端末をお借りして令和 5 年 4 月改正の厚労省マスターの更新作業を順次実施いたします。業務中に大変恐縮ですがご連絡いたしますのでご協力お願いいたします。

作業時間は 5 分から 10 分程度です。

サポートセンターより

お客様からのお電話が 3 コールの間に対応が難しい場合は音声がかかります。発信音の後に「医療機関名と担当者名」を録音してください。サポートより順番に折り返しいたします。

業者の電話も入りますので、「医療機関名と担当者」の録音が無い場合折り返しができない場合があります。ご協力お願いいたします。

株式会社 マクロスジャパン メディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-16 MYARK 日本橋ビル 8F

TEL : 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

FAX : 03-3666-6711 E-mail : [support@macros.co.jp](mailto:support@macros.co.jp)

Web site : <https://macros.co.jp>